

○ 金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第一号）

改 正 案

現 行

（保険業法施行規則の一部改正）

第六条 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

第六十条中「第五十三条の十二まで」を「第五十三条の三の三まで、第五十三条の四（第二項及び第四項を除く。）、第五十三条の六から第五十三条の十二まで」に改め、「（法第八条第一項に規定する特定関係者をいう。次条及び第五十三条の六において同じ。）」を削り、「第五十三条の五中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等」と、「特定関係者」とあるのは「特定関係者」と、第五十三条の六中「特定関係者」とあるのは「特定関係者」を「第五十三条の六中「特定関係者（第五十三条の四第二項に規定する特定関係者をいう。）」とあるのは「特定関係者」と、「同条第三項」とあるのは「第五十三条の四第三項」に改める。

第六十条中「及び第五十二条の六」を「第五十二条の六から第五十三条の三の三まで、第五十三条の四（第二項及び第四項を除く。）及び第五十三条の六」に改め、「（法第八条第一項に規定する特定関係者をいう。次条及び第五十三条の六において同じ。）」を削り、「第五十三条の五中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等」と、「特定関係者」とあるのは「特定関係者」と、第五十三条の六中「特定関係者」とあるのは「特定関係者」を「第五十三条の六中「特定関係者（第五十三条の四第二項に規定する特定関係者をいう。）」とあるのは「特定関係者」と、「同条第三項」とあるのは「第五十三条の四第三項」に改める。

（顧客の利益の保護のための体制整備に係る業務の範囲）

第二百十條の六の二 法第二百七十一條の二十一の二第一項に規定する内閣府令で定める業務は、保険関連業務とする。

第二百十條の六の二 法第二百七十一條の二十一の二第一項に規定する内閣府令で定める業務は、保険関連業務とする。

（顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置）

第二百十條の六の三 保険持株会社は、その子会社である保険会社

第二百十條の六の三 保険持株会社は、その子会社である保険会社

又は当該保険持株会社の親金融機関等（法第二百七十一条の二十一の二第二項に規定する親金融機関等をいう。以下この条において同じ。）若しくは子金融機関等（同条第三項に規定する子金融機関等をいう。以下この条において同じ。）が行う取引に伴い、当該保険持株会社の子会社である保険会社又は当該保険持株会社の子金融機関等が行う保険関連業務に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 対象取引を適切な方法により特定するための体制の整備
二 次に掲げる方法その他の方法により当該顧客の保護を適正に確保するための体制の整備

イ 対象取引を行う部門と当該顧客との取引を行う部門を分離する方法

ロ 対象取引又は当該顧客との取引の条件又は方法を変更する方法

ハ 対象取引又は当該顧客との取引を中止する方法

ニ 対象取引に伴い、当該顧客の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該顧客に適切に開示する方法

三 前二号に掲げる措置の実施の方針の策定及びその概要の適切な方法による公表

四 次に掲げる記録の保存

イ 第一号の体制の下で実施した対象取引の特定に係る記録

ロ 第二号の体制の下で実施した顧客の保護を適正に確保する

又は当該保険持株会社の親金融機関等（法第二百七十一条の二十一の二第二項に規定する親金融機関等をいう。以下この条において同じ。）若しくは子金融機関等（同条第三項に規定する子金融機関等をいう。以下この条において同じ。）が行う取引に伴い、当該保険持株会社の子会社である保険会社又は当該保険持株会社の子金融機関等が行う保険関連業務に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 対象取引を適正な方法により特定するための体制の整備
二 次に掲げる方法その他の方法により当該顧客の保護を適正に確保するための体制の整備

イ 対象取引を行う部門と当該顧客との取引を行う部門を分離する方法

ロ 対象取引又は当該顧客との取引の条件又は方法を変更する方法

ハ 対象取引又は当該顧客との取引を中止する方法

ニ 対象取引に伴い、当該顧客の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該顧客に適切に開示する方法

三 前二号に掲げる措置の実施の方針の策定及びその概要の適切な方法による公表

四 次に掲げる記録の保存

イ 第一号の体制の下で実施した対象取引の特定に係る記録

ロ 第二号の体制の下で実施した顧客の保護を適正に確保する

ための措置に係る記録

2 前項第四号に規定する記録は、その作成の日から五年間保存し
なければならない。

3 第一項の「対象取引」とは、保険持株会社の子会社である保険
会社又は当該保険持株会社の親金融機関等若しくは子金融機関等
が行う取引に伴い、当該保険持株会社の子会社である保険会社又
は当該保険持株会社の子金融機関等が行う保険関連業務に係る顧
客の利益が不当に害されるおそれがある場合における当該取引を
いう。

ための措置に係る記録

2 前項第四号に規定する記録は、その作成の日から五年間保存し
なければならない。

3 第一項の「対象取引」とは、保険持株会社の子会社である保険
会社又は当該保険持株会社の親金融機関等若しくは子金融機関等
が行う取引に伴い、当該保険持株会社の子会社である保険会社又
は当該保険持株会社の子金融機関等が行う保険関連業務に係る顧
客の利益が不当に害されるおそれがある場合における当該取引を
いう。